

ホームページのご案内

土壤汚染対策法に基づく指定支援法人とは

土壤汚染対策法に基づく指定支援法人とは、法に定める支援業務（助成金交付、照会・相談、普及・啓発）を適正かつ確実に行うことができると環境大臣より認められ、指定を受けた者をいいます。（土壤汚染対策法 第44条）

公益財団法人日本環境協会が指定支援法人に指定されています。

指定支援法人は、支援業務を実施するにあたり、業務に必要な資金に充てることを条件とした政府からの補助金と民間からの出えんによる土壤汚染対策基金を設置し管理しています。（土壤汚染対策法第46条）

土壤汚染対策法に基づく指定支援法人のホームページを開設し、各事業の詳細な情報を掲載しております。

<http://www.jeas.or.jp/dojo/>

助成金交付

助成金交付のしくみ、助成金交付を受けられる条件、手続きの流れ、助成実績などを掲載しています。

一般相談

土壤汚染の調査や対策等に関する質問・相談を電話やメール等で受付けています。

助成交付相談

助成金交付に関する質問・相談を電話やメール等で受付けています。

セミナー情報

主催セミナーや共催セミナーの情報を掲載しています。

各種パンフレットその他の資料の配布等

各種パンフレットのダウンロード、郵送申込みやパネルの貸出申込みはホームページから受付けています。

講師の派遣

講師派遣の対象団体やお申し込み方法を掲載しています。

公益財団法人 日本環境協会 土壤環境課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-10-5
TMMビル5階

TEL: 03-5829-6894 FAX: 03-5829-6190

E-mail: dojo@jeas.or.jp

土壤環境支援業務のご紹介



土壤汚染対策法に基づく指定支援法人

Japan Environment Association
公益財団法人 日本環境協会